

様式第4号（第8条関係）

尼崎市指令（高齢）第 号
令和 年 月 日

尼崎市認知症カフェ
代表者 様

尼崎市 長

尼崎市認知症カフェ運営助成金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった尼崎市認知症カフェ運営助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付します。

交付の条件

- 1 助成金を本事業の目的以外及び暴力団等への利益となる行為へは使用しないこと。
- 2 助成事業の内容を変更し又は廃止する場合には、市長の承認を事前に得ること。
- 3 尼崎市認知症カフェ運営助成事業実施要綱の規定を遵守する。
なお、これらの条件が守れないときは、交付決定を取り消すことがある。

交付しません。

不交付の理由